



上尾国際教育センター (AIEC)

学 則

第1章 総則

(基本理念)

第1条 上尾国際教育センター（AIEC）（以下「本校」という。）は、生徒一人一人が自分の価値を認識し、相手の価値を尊重し、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り開き、グローバル社会で活躍することで国際交流を通して国際平和に貢献できる人材育成を目指すことを理念とする。

(目的)

第2条 本校は、日本語教育参照枠の言語教育観を背景に、大学院、大学、専門学校等における学修に必要な日本語能力を養成し、生徒の人生の目標に適合した高等教育機関への進学を支援する。

(名称)

第3条 本校は、上尾国際教育センター（AIEC）という。

(設置者)

第4条 本校は、株式会社インテグラル・ヒューマン・リソースズが設置する。

(位置)

第5条 本校は、埼玉県上尾市上町2丁目4番14号に置く。

(自己点検、自己評価、情報の公開)

第6条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的および社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検および評価を行うものとする。

2 前項の点検および評価は毎年1回、3月または4月に実施し5月末日までに公表する。

3 自己点検、自己評価の責任者は副校長とする。

4 自己点検、自己評価の実施担当は以下の者とする。

(1) 校長

(2) 本務等教員1人以上

(3) 事務を統括する職員

5 前項の実施担当者は、各々担当する項目を点検し評価を行い、全ての担当者でその評価内容を再点検し評価する。

6 各実施担当者が担当した点検・評価の項目は報告書内に記載する。

7 自己点検・自己評価の報告書は本校ウェブサイト上で公表する。

第2章 課程、修業年限、定員、並びに休業日

(課程、修行年限、定員、クラス数)

第7条 本校の課程の定員、修業年限等は、次のとおりとする。

	課 程	修業年限	定 員	クラス数	備 考
第1部	進学準備コース2年	2年	20	1	4月期
	進学準備コース1年9か月	1年9か月	20	1	7月期
	進学準備コース1年6か月	1年6か月	10	1	10月期
	小 計		50	3	
第2部	進学準備コース2年	2年	20	1	4月期
	進学準備コース1年9か月	1年9か月	20	1	7月期
	進学準備コース1年6か月	1年6か月	10	1	10月期
	小 計		50	3	
合 計			100	6	

(入学期及び学期の終始期))

第8条 本校の入学期は、毎年4月、7月、または10月に始まり、翌年3月に終わる。

2 本校の学期は、次のとおりとする。

進学準備コース2年課程

初年度 前期 4月1日から 9月30日まで

初年度 後期 10月1日から 3月31日まで

次年度 前期 4月1日から 9月30日まで

次年度 後期 10月1日から 3月31日まで

進学準備コース1年9か月課程

初年度 前期 7月1日から12月31日まで

初年度 後期 1月1日から 6月30日まで

次年度 前期 7月1日から12月31日まで

次年度 後期 1月1日から 3月31日まで

進学準備コース1年6か月課程

初年度 前期 10月1日から 3月31日まで

初年度 後期 4月1日から 9月30日まで

次年度 前期 10月1日から 3月31日まで

(休業日)

第9条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(4) 夏季休業 8月上旬から8月下旬の3週間

(5) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬の3週間

(6) 春季休業 3月中旬から4月上旬の3週間

- 2 前項の（４）から（６）の日程は、校長が定める。
- 3 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。
- 4 非常変災その他急迫の事情があるとき、または教育の実施上特別の事情があるときは臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数および教職員組織

（教育課程、授業時数）

第10条 本校の教育課程および授業時数は別表1のとおりとする。

- 2 科目別の授業時数は別表2のとおりとする。

（授業の始業及び終業の時刻）

第11条 授業の終始時刻は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|-----|----------|---|----------|---------|
| 第1部 | 午前 9時00分 | ～ | 午前10時30分 | (2単位時間) |
| | 午前10時45分 | ～ | 午前11時30分 | (1単位時間) |
| | 午前11時35分 | ～ | 午後12時20分 | (1単位時間) |
| 第2部 | 午後 1時20分 | ～ | 午後 2時50分 | (2単位時間) |
| | 午後 3時05分 | ～ | 午後 3時50分 | (1単位時間) |
| | 午後 3時55分 | ～ | 午後 4時40分 | (1単位時間) |

- 2 1単位時間は45分とする。

（教職員組織）

第12条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 副校長
 - (3) 主任教員1人
 - (4) 教員4人以上（うち本務等教員2人以上）
 - (5) 事務を統括する職員1人
 - (6) 生活指導担当職員1人以上
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
 - 4 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
 - (1) 副校長は、教育の質を向上させるための指導や助言を行う。
 - (2) 副校長は、校長が事故や病気で職務遂行ができない場合は職務を代行する。
 - (3) 副校長は、教育の管理や所属教職員の管理、学校事務の管理など、校長の権限に属する事項について専決することができる。

（教職員会議）

第13条 職務の円滑な執行に資するため教職員会議を置く。

- (1) 教職員会議は、校長、副校長、主任教員、本務等教員、事務を統括する職員、生活指導職員をもって組織する。
- (2) 教職員会議は、対面またはオンラインで定期的実施する。

- 2 前項の規定にかかわらず、所属する他の教職員を加えることがある。
- 3 教職員会議の主宰は副校長とする。

(担任)

第14条 校長は、教員のうちから各クラスの担任を定める。

- 2 担任はクラスの教育活動の責任者として、クラスに所属する生徒の学習活動や出席状況を把握し、主任教員及び生活指導担当職員と連携して生徒を指導する。

(学習の評価)

第15条 学習の評価規準は、知識・技能、思考力・判断力・表現力、自主的な取り組み姿勢という観点で、日本語教育参照枠のA1からB2の各レベル設定における言語活動別にA・B・Cの3段階で評価し評定を算出する。

- 2 前項において、進学準備コース1年6カ月はA2からの履修となるため、A1評価は行わない。
- 3 科目修了時に、科目の総合評価を行う。
- 4 日本語教育参照枠のA1からB2の各レベル修了時に言語活動別の熟達度試験を行う。
- 5 到達度試験及び熟達度試験の学習評価基準を別表3で定める。
- 6 成績表を別表4で定める。

第4章 入学、退学、転学、休学及び卒業

(入学資格)

第16条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了した者。
- (2) 正当な手続きにより日本入国が許可された者または許可される見込のある者。
- (3) 適正な経費支弁能力があり適切な経費支弁者を有する者。
- (4) 本校の実施する入学選考試験に合格した者。

(入学時期)

第17条 本校への入学は年3回とし、その時期は4月または7月、または10月とする。

(入学手続)

第18条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第28条に定める選考料を添えて指定期日までに願出しなければならない。

- 2 前項の手続を終了した者に対して入学選考試験を行い、入学者を決定する。
- 3 本校が入学を許可し法務省に在留資格認定を受けた者は、出入国在留管理庁が交付する在留資格認定証明書の発行日から3か月以内に留学査証を取得し、授業開始日までに登校しなければならない。
- 4 本校に入学する者は、本校の規定する期日までに第28条に定める生徒納付金を納付しなければならない。

(休学、復学)

第19条 生徒がやむを得ない事由、長期一時帰国、疾病、怪我などにより、授業を14日以上欠席する場合は、本校が定める様式で休学届を提出し、校長の許可を得なければならない。

- 2 前項の休学届とともに、診断書など事由の事実を説明する資料を添えて提出する。
- 3 休学した者が復学しようとするときは、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(転学)

- 第20条 生徒が都合により転入学を希望する場合は、転入学理由及び受入れ機関の情報を記載した転入学願い書を提出しなければならない。
- 2 校長は生徒と面談し転入学の可否を判断する。
 - 3 その他、本校が必要とする書類を提出しなければならない。

(退学)

- 第21条 生徒が都合により中途退学を希望する場合は、本校が定める様式の退学届にその事由を明らかにし、関係書類を添えて提出し、校長の許可を得なければならない。

(公欠)

- 第22条 生徒が次の号に該当する事由により授業に出席できない場合は、所定の手続きにより、校長の判断の下、授業を欠席したものとして取り扱わないことができる。
- (1) 感染症に罹患した場合の医師の判断の下での出席停止期間。
 - (2) 災害等で通学が著しく困難であると認められたとき。
 - (3) 生徒が本校の代表として、日本語教育に係る行事やイベントに参加するとき。
 - (4) 高等教育機関の入学試験、オープンキャンパス等の進学に係る事項が、生徒の本校での授業時間と重なるとき。
 - (5) 生徒の責めに帰すべき事由に依らずに本邦への入国が遅れたとき。
 - (6) その他、校長が必要と認めるとき。

(卒業、修了の認定)

- 第23条 校長は、第15条に定める授業科目の学習評価に基づき課程修了の認定を行う。
- 2 各授業科目の学習評価が一定の基準に達した生徒で、かつ規定の出席率を満たす生徒には課程の修了を認定し、卒業証書を授与する。
 - 3 各授業科目の学習評価が一定の基準に達しない生徒、あるいは既定の出席率を満たさない生徒には学習期間証明書を発行する。
 - 4 第2項、及び第3項の詳細は別表5で定める。
 - 5 中途退学の生徒には、学習期間証明書を発行する。

(褒賞)

- 第24条 成績優秀あるいは精勤に努め、他の生徒の模範となる生徒はこれを表彰する。

(懲戒処分)

- 第25条 生徒が、日本国の法令及び本校の学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があった場合は、懲戒処分を行うことができる。
- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学の三種とし、その決定を校長及び副校長が行う。
 - 3 懲戒は次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うものとする。
 - (1) 学則を守らず改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 素行不良で改心の見込みがないと認められる者。
 - (3) 性行不良で改心の見込みがないと認められる者。
 - (4) 学力劣悪で成業の見込みがないと認められる者。
 - (5) 正当な理由なく出席が常でない者。

- (6) 日本の公序良俗に反し、法令に反する行為のあった者。
- (7) 本学の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

(在留期間の更新)

第26条 在学中の在留期間の更新(入出国管理及び難民認定法第21条)は、申請取次の承認を受けている本校職員が更新手続きをする。

- 2 生徒は申請手続きに必要な資料を既定の期日までに本校に提出しなければならない。
- 3 在留期間更新に伴う更新手数料は生徒が負担する。
- 4 正当な理由なく出席率が85%未満の生徒の申請取次はしないものとする。
- 5 第25条に定める懲戒処分を受けた生徒の申請取次はしないものとする。

(資格外活動許可)

第27条 第26条の在留資格更新時の資格外活動許可(入出国管理及び難民認定法第19条第2項)は、申請取次の承認を受けている本学職員が申請手続きをする。

- 3 生徒は資格外活動で定められた資格外活動時間数、及び活動場所等の制限を遵守しなければならない。

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第28条 本校の生徒納付金は以下のとおりとする。

- (1) 選考料 20,000 円
- (2) 入学金 70,000 円
- (3) 授業料 630,000 円 (年額)
- (4) 施設維持費 96,000 円 (年額)
- (5) 傷害保険料 10,000 円 (年額)

(納入)

第29条 生徒は出席の有無に関わらず、授業料等納付金を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 初年度納付金は入学前に納入しなければならない。
- 3 次年度納付金は在留資格の更新申請手続き前に納入しなければならない。
- 4 一度納入された生徒納付金は、原則として返還しない。ただし、納付金納入後に、査証不発給、やむを得ない事情による入学辞退や中途退学については、上尾国際教育センター(AIEC)学費返還規程に別途定めることとする。
- 5 特別の事由がある場合は授業料の全部または一部を減免することがある。

(滞納)

第30条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わず授業料を1か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、校長は生徒に対して退学を命ずることができる。

第6章 危機管理

(危機管理グループ)

第31条 災害等の不測の事態に備え、教職員内で危機管理グループを構成する。

2 防火管理者である副校長を危機管理グループ責任者とする。

3 校長、本務等教員、事務統括者を危機管理グループのメンバーとする。

(事前の危機管理)

第32条 事前対策として危機管理グループ責任者は、平常時において定期的に、学校内、避難経路、避難場所の状況等を点検する。

2 責任者は前項の点検情報をグループメンバーと共有し、必要に応じて避難訓練の指揮を執り実施する。

3 グループメンバーは、生徒及び教職員間での緊急連絡網を整備し点検する。

4 グループメンバーは、生徒保護者と速やかに連絡が取れるよう、保護者連絡先を定期的に点検する。

5 責任者は、日本語教育の継続が困難となることに備え、転学支援計画を作成する。

(災害等の発生時の危機管理)

第33条 災害発生時は、生徒の安否確認と情報収集に努め、生徒保護者と速やかに連絡を取る。

2 責任者及びメンバーは学校施設と設備の被害状況を確認し応急対策を行う。

3 生徒居住先の安全が確保できないときは学校等に避難誘導する。

(事後の危機管理)

第34条 危機管理グループ責任者が、生徒の日本語教育の継続が困難と判断したときは、転学支援計画に基づき、生徒の日本語教育を継続させるものとする。

第7章 雑則

(寄宿舎)

第35条 本校の生徒は、海外から来日し入学する生徒であり、住居が事前に準備できない生徒のために、寄宿舎を準備するものとする。

2 寄宿舎に関する事項は、理事長が別途定める。

(健康診断)

第36条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第37条 この規則の施行についての細則は、校長及び副校長が別に定める。

附則(施行期日) この規則は2017年10月1日より施行する。

附則(施行期日) この規則を一部改正し2021年1月1日より施行する。

附則(施行期日) この規則を一部改正し2023年1月1日より施行する。

附則(施行期日) この規則を一部改正し2027年4月1日より施行する。

別表1 教育課程および授業時数（1単位時間は45分とする）

課 程	日授業時数	週授業時数	初年度年間 授業時数	次年度年間 授業時数	合計 授業時数
進学準備コース2年	4	20	768	768	1536
進学準備コース 1年9か月	4	20	768	576	1344
進学準備コース 1年6か月	4	20	768	384	1152

式典、校外授業、健康診断等で、年間16～20単位時間の出校を別途要する。（出席率計算に含まれる）

別表2 科目別授業時数（1単位時間は45分とする）

進学準備コース2年			
科目	参照枠	レベル	時間数
総合日本語1	A1	初級1	196
	A2	初級2	196
総合日本語2	B1	中級1	376
総合日本語3	B2-	統合的言語活動	148
		読解	32
		会話	32
		統合的言語活動	144
		読解	20
		会話	20
		統合的言語活動	128
		読解	24
会話	40		
実践日本語	B2	上級3	180
合計授業時数			1536

進学準備コース1年9か月			
科目	参照枠	レベル	時間数
総合日本語1	A1	初級1	196
	A2	初級2	196
総合日本語2	B1	中級1	376
総合日本語3	B2-	統合的言語活動	148
		読解	32
		会話	32
		統合的言語活動	144
		読解	20
		会話	20
		統合的言語活動	128
		読解	20*
会話	32*		
合計授業時数			1344

*2年コースに対する総授業時数の割合により上級2における読解・会話の授業時数を計52時間とする。

進学準備コース1年6か月				
科目	参照枠	レベル	時間数	
総合日本語 1	A2	初級 2	196	
総合日本語 2	B1	中級 1	376	
総合日本語 3	B2-	中級 2	統合的言語活動	148
			読解	32
			会話	32
		上級 1	統合的言語活動	144
			読解	20
			会話	20
		上級 2	統合的言語活動	128
			読解	24
会話	32*			
合計授業時数			1152	

*2年コースに対する総授業時数の割合により上級2における会話の授業時数を32時間とする。

別表3 学習評価基準

A (70~100点)	B (50~69点)	C (49点以下)
満足できる	概ね満足できる	努力を要する

言語活動別・観点別			評価	評定
A	A	A	9	A
A	A	B	8	
A	A	C	7	4
A	B	B		
A	B	C	6	B
B	B	B		
A	C	C	5	3
B	B	C		
B	C	C	4	C
C	C	C		
A	A		6	A
A	B		5	B
A	C		4	
B	B			
B	C		3	
C	C		2	C

別表4 成績

上尾国際教育センター (AIEC) 成績

名前		学籍番号	
入学年月		国籍	
課程		生年月日	性別

統合的言語活動科目	評価規準	科目 言語活動 / 参照枠 レベル	総合日本語 1			総合日本語 2		
			A 1	A 2	評価	B 1		評価
			初級 1	初級 2		中級 1		
知識・技能	聞く		-		-		-	-
	読む							
	書く							
思考・判断・表現	話す (やりとり)							
	話す (発表)		-		-		-	-
	書く (作文)							
主体的に学習に取り組む態度								-
評定 (5段階)			-			-		

統合的言語活動科目	評価規準	科目 言語活動 / 参照枠 レベル	総合日本語 3				実践日本語	
			B 2 -			評価	B 2	評価
			中級 2	上級 1	上級 2		上級 3	
知識・技能	聞く		-		-		-	-
	読む							
	書く							
思考・判断・表現	話す (やりとり)							
	話す (発表)		-		-		-	-
	書く (作文)							
主体的に学習に取り組む態度								-
評定 (5段階)			-				-	

対策科目	評価規準	科目 言語活動 / 参照枠 レベル	読解・会話			
			B 2 -			評価
			中級 2	上級 1	上級 2	
知識・技能	読む				-	
思考・判断・表現	話す (やりとり)				-	

評価の範囲	
進学準備コース 2年	総合日本語 1・総合日本語 2・総合日本語 3・読解・会話・実践日本語
進学準備コース 1年 9か月	総合日本語 1・総合日本語 2・総合日本語 3・読解・会話
進学準備コース 1年 6か月	総合日本語 1*・総合日本語 2・総合日本語 3・読解・会話

*進学準備コース 1年6か月の初級 I (A1) 評価は行わない

熟達度試験 (合否判定)	言語活動 / 参照枠	A 1	A 2	B 1	B 2
	聞く				
	読む				
	話す (やりとり)				
	話す (発表)				

別表5 課程修了時の認定

各科目の評価	全てが B評価以上	C評価が ある場合	評価が できない場合
累積出席率	85%以上	85%未満	
認定	修了	—	
授与証書・証明書	卒業証書	学習期間証明書	

課程途中で進学、就職等の在留資格を変更した生徒、帰国した生徒、その他の事由で中途退学した生徒には学習期間証明書を発行する。

日本語教育参照枠A1、A2、B1及びB2修了時に実施する熟達度試験は、課程修了認定評価には加えないこととする。

上尾国際教育センター（AIEC）

学費返還規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、上尾国際教育センター（AIEC）（以下「本校」という。）の学則に規定された学費の返還詳細を定めることを目的とする。

（学費）

第2条 学費とは、選考料、入学金、授業料、施設維持費、傷害保険料をいう。

第2章 返還の取り扱い

（選考料及び入学金）

第3条 選考料及び入学金はいかなる場合においても返還しない。

（初年度学費の返還）

第4条 在留資格認定証明書（以下「COE」という。）が交付され、日本の在外公館で査証申請請をしておらず、入学辞退した場合は、次に掲げる全ての条件を満たすことにより、授業料、施設維持費、傷害保険料について返還する。

（1）パスポートの全ての頁の写しを、電子メールで本校に送信すること。

（2）COE 原本と入学許可書の原本を所持する場合は、これを本校に返送すること。

第5条 COE が交付され、日本在外公館で査証が発給され、日本入国前に入学辞退した場合は、次に掲げる全ての条件を満たすことにより、授業料、施設維持費、傷害保険料について返還する。

（1）査証が未使用で、かつ失効が確認できるパスポート全ての頁の写しを、電子メールで本校に送信すること。

（2）COE 原本と入学許可書の原本を所持する場合は、これを本校に返送すること。

第6条 COE が交付され、日本の在外公館で査証が発給されない場合は、次に掲げる全ての条件を満たすことにより、授業料、施設維持費、傷害保険料について返還する。

（1）査証不発給が確認できるパスポート全ての頁の写しを、電子メールで本校に送信すること。

第7条 日本に入国し、入学日前に入学を辞退する場合は、次に掲げる全ての条件を満たすことにより、授業料、施設維持費、傷害保険料について返還する。

（1）入国後2週間以内に帰国すること。

（2）在留カード写しと帰国航空便のEチケット写しを、本校に電子メールで送信、または持参すること。

（3）帰国後に、無効となった（穴の開いた）在留カードの写真を、電子メールで本校に送信すること。

第8条 入学日以降に退学する場合は、入学後6か月目の末日までに（例えば4月入学は9月末日まで）に、規定の手続きにより本校が退学を受理した場合に限り、次の条件の下、残りの授業料6か月分を返還する。

2 退学し帰国する場合。

- (1) 退学後1か月以内に帰国すること。
- (2) 帰国航空便のEチケット写しを、本校に提出すること。
- (3) 帰国後に、無効となった（穴の開いた）在留カードの写真を、電子メールで本校に送信すること。

3 在留資格を変更する場合。

- (1) 原則、在留資格変更の許可日を退学日とする。
- (2) 在留資格変更に関する情報や申請内容を本校に報告すること。
- (3) 在留資格変更後の在留カードを本校に提示すること。

4 6か月を超えて在籍し退学する場合は、初年度授業料の返還はしない。

（次年度学費）

第9条 次年度とは以下の期間をいう。

- (1) 進学準備2年コースは、入学翌年の4月から翌々年の3月までの12か月間。
- (2) 進学準備1年9か月コースは、入学翌年の7月から翌々年の3月までの9か月間。
- (3) 進学準備1年6か月コースは、入学翌年の10月から翌々年の3月までの6か月間。

（次年度学費の返還）

第10条 次年度学費の納付後、次年度授業の開始前に、規定の手続きにより本校が退学を受理した場合は、次の各号の全ての条件の下で、納付された授業料、施設維持費、傷害保険料を返還する。

2 退学し帰国する場合。

- (1) 退学後1か月以内に帰国すること。
- (2) 帰国航空便のEチケット写しを、本校に提出すること。
- (3) 帰国後に、無効となった（穴の開いた）在留カードの写真を、電子メールで本校に送信すること。

3 在留資格を変更する場合。

- (1) 原則、在留資格変更の許可日を退学日とする。
- (2) 在留資格変更に関する情報や申請日を本校に報告すること。
- (3) 在留資格変更後の在留カードを本校に提示すること。

第11条 次年度授業の開始以降、6か月目の末日までに規定の手続きにより本校が退学を受理した場合は、次の各号全ての条件の下で納付された授業料から6か月分を差し引き、残りの授業料を返還する。

2 退学し帰国する場合。

- (1) 退学後1か月以内に帰国すること。

(2) 帰国航空便のEチケット写しを、本校に提出すること。

(3) 帰国後に、無効となった(穴の開いた)在留カードの写真を、電子メールで本校に送信すること。

3 在留資格を変更する場合。

(1) 原則、在留資格変更の許可日を退学日とする。

(2) 在留資格変更に関する情報や申請日を本校に報告すること。

(3) 在留資格変更後の在留カードを本校に提示すること。

第12条 次年度において6か月を超えて在籍し退学する場合は、授業料の返還はしない。

(退学手続き)

第13条 退学しようとする生徒は、その自由を記した本校所定の「退学願い」を提出し、校長の許可を得なければならない。

(返還手続き)

第14条 本校での返還手続きは、その生徒の退学状況により次に掲げる各項で定める。

2 第4条、第5条、第6条に該当する場合は、COEの有効期限が経過し失効後に返還する。

3 第7条、第8条、第10条、第11条に該当する場合は、本校で必要な事項を確認した後、1か月以内に返還する。

4 返還は生徒または経費支弁者の銀行口座に送金する。

5 返還に伴う送金手数料は生徒の負担とする。

(学費返還の除外)

第15条 学校規則の第25条により懲戒退学処分を受けた生徒は、返還規程の対象とはならず学費の返還はしない。

(免責)

第16条 天災、交通障害等、本校の責に帰さない事由より休講となった場合でも、学費の返還はしない。

(その他)

第17条 本規程に定めのない事項が生じたときは、その都度協議するものとする。

附則

この規程は2025年4月1日より施行する。

この規程は一部を改正し2027年4月1日より施行する。

上尾国際教育センター（AIEC）
生徒健康診断規程

（目的）

第1条 この規程は、上尾国際教育センター（AIEC）（以下「本校」という。）の学則第36条に規定された健康診断（以下、「健診」という。）の詳細を定めることを目的とする。

（実施時期）

第2条 毎年10月に健診を実施する。

（健診受診者）

第3条 前条に定める実施時期における全ての在籍生徒を対象とする。

（健診方法）

第4条 原則、巡回健診での実施とする。

2 健診バスの駐車スペースの関係で、姉妹校である浦和国際教育センターでの健診を実施する場合がある。

（検査項目）

第5条 学校保健安全法施行規則第6条に定められる検査項目を参照し検査項目を定める。

2 検査項目は次の各号に示すものとする。

- （1）身体測定
- （2）視力
- （3）血圧
- （4）尿検査
- （5）胸部レントゲン
- （6）内科問診

（健診結果の通知）

第6条 健診結果は概ね4週間後に各生徒に文章で配布する。

2 検査結果において、再検査あるいは治療が必要と思われる生徒には、個別連絡し速やかな再検査あるいは治療を実施させる。

（健診結果の保存）

第7条 本校は健診結果一覧を、健診実施日から5年間保存することとする。

（健診の費用）

第8条 健診費用は納付済みの学費から負担する。

2 第4条第2項で示す姉妹校での健診実施において、姉妹校までの交通費は生徒の自己負担とする。

3 第6条第2項で示す再検査あるいは治療等の費用は生徒の自己負担とする。

（その他）

第9条 本規程に定めのない事項が生じたときは、その都度協議するものとする。

付則

この規程は2025年4月1日より施行する。

この規程は一部を改正し2027年4月1日より施行する。